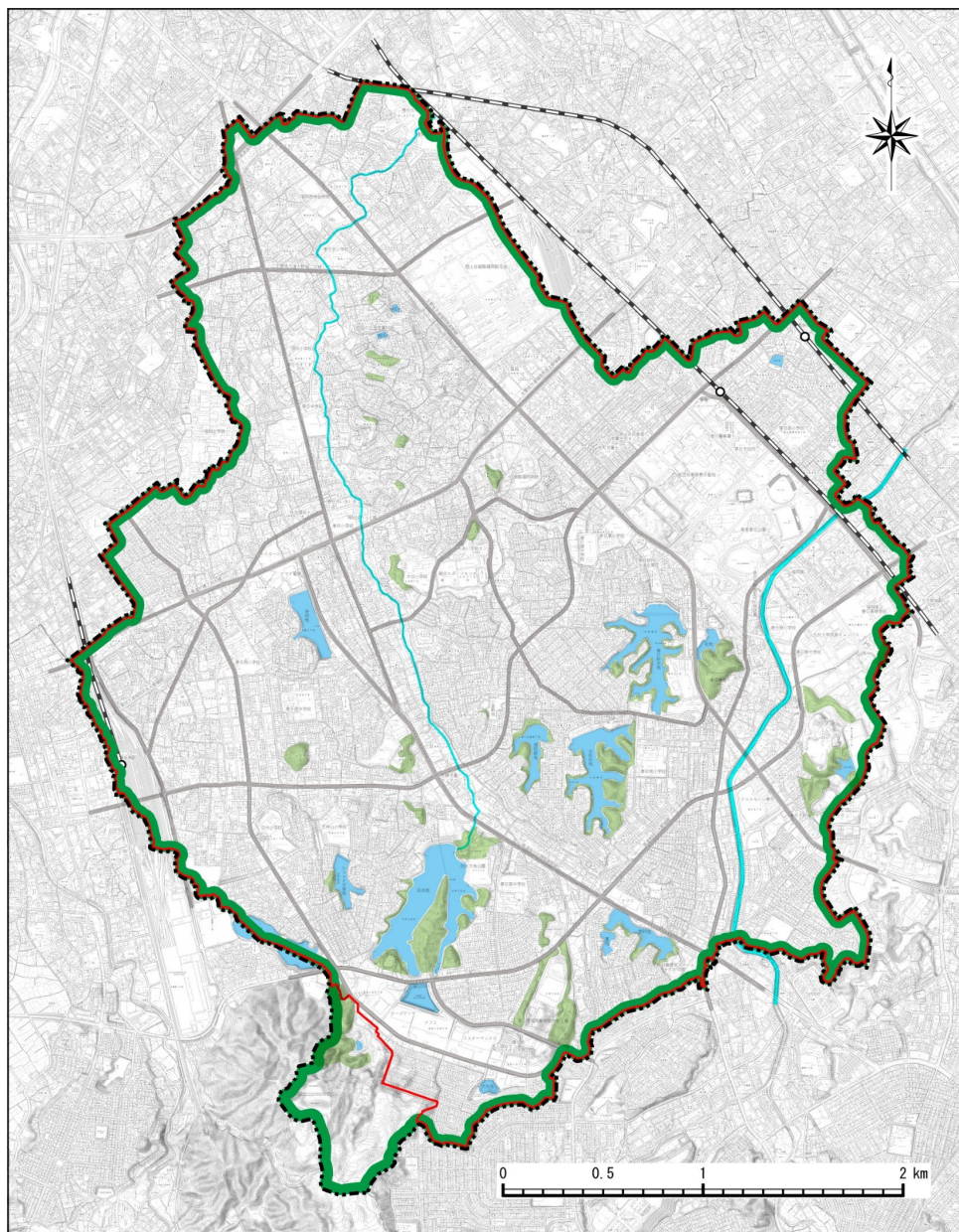


第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

1. 景観計画区域

本市は、ベッドタウンとして市街化が進みながらも、ため池や樹林をはじめとした自然景観、古代の遺跡や社寺などに由来した歴史文化景観、良好な景観を維持する住宅地、まちの賑わいを生み出す商業地など、特徴的な景観を有しています。これらの多彩な景観要素は相互に干渉し合うことで市全体としての景観を構成することから、本市では、良好な景観づくりを進めるため、市全域を景観法第8条第2項第1号に定める景観計画区域とします。



凡 例		
 主な緑地	 主要な道路	 市街化区域界
 ため池	 鉄道・駅	 景観計画区域
 河川	 行政区界	

図 景観計画の区域

2. 地域区分

本市の景観計画区域内はおおむね住居系を中心とした市街地として開発されているものの、市域南部の自然景観が多く残される地域、市域北部の歴史文化景観が多く残される地域、東西の駅周辺の商業地、中央部の住宅地を中心とした地域といった地域ごとの景観特性があります。

本計画では、地域ごとの景観特性に配慮し、良好な景観形成を推進していくために、市域を5つの「ゾーン」に区分し、景観形成の方針を示します。

なお、ゾーン区分は関連計画との連携を図るため、都市計画マスタープランや立地適正化計画で設定している区域と整合させ、ゾーンの境界は主要幹線道路とします。

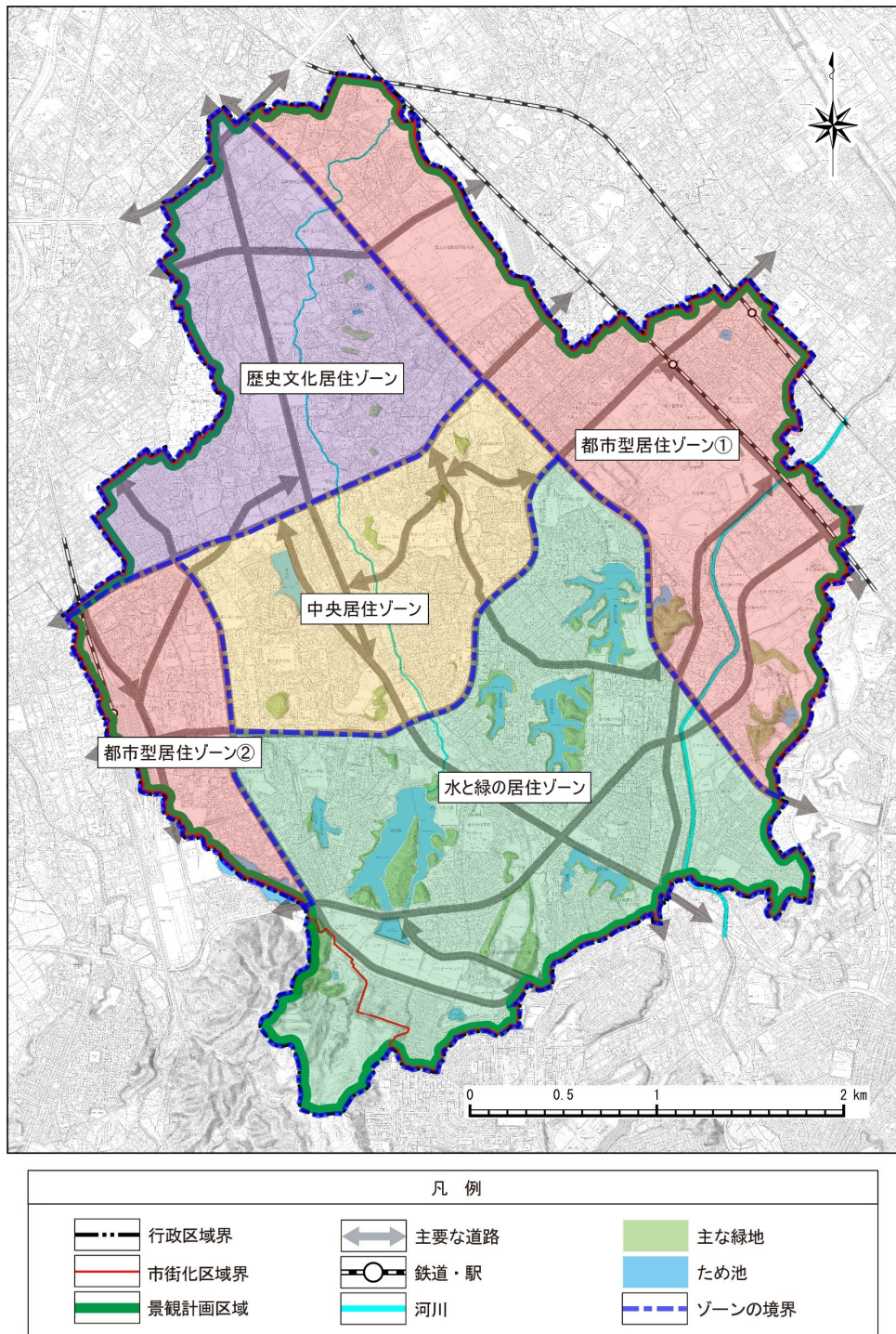


図 景観計画のゾーン区分